

岩手県告示第676号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和3年9月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称		所在地	担当する自立支援医療の種類	変更年月日
変更前	変更後			
江刺西大通り薬局	共創未来 江刺西大通り薬局	奥州市江刺西大通り11番15号	精神通院医療	令和3年7月31日
津志田薬局	なの花薬局津志田店	盛岡市津志田中央二丁目18番23号	精神通院医療	令和3年8月1日